5新教学幼第1580号
令和６年３月５日

幼稚園保護者　各位

新宿区教育委員会事務局
学校運営課長　内野　桂子
（公印省略）

施設等利用費の交付手続きについて（依頼）

幼児教育・保育の無償化に基づき、幼稚園保護者の皆さまに令和５年10月分から令和６年３月分までの施設等利用費の給付（無償化に対応した給付）について、下記のとおりご案内させていただきます。手続きに漏れが無いように内容のご確認をお願いします。

記

１　今回給付される施設等利用費の対象期間

令和５年10月から令和６年３月まで

２　施設等利用費の交付手続きについて

以下の手順に沿ってお手続きください。

手順１
「施設等利用費交付請求書」を作成してください。
作成にあたっては、**別紙「施設等利用費交付請求書」【作成例】を、必ず確認してください。**

手順２
作成した「施設等利用費交付請求書」（※）を、**令和６年４月９日（火）までに**お子さんが在籍する幼稚園に提出してください。
お子さんが幼稚園を退園するなどの理由により、幼稚園へ期限内の提出が難しい場合には、新宿区学校運営課幼稚園係（住所裏面下部参照）に郵送でご提出ください。

※　「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の内、お子さんが在籍する幼稚園以外に、**認可外保育施設、一時保育及び病児・病後児保育をご利用されている方は、無償化の対象になる場合があります。（詳細は項目４（３）を参照）ご自身でご利用施設に「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」の作成を依頼し、受け取ってください。**「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」の様式は本通知と一緒にお配りしています。
受け取った「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」は、上記手順２で説明した提出物に合わせて園へご提出ください。

※　**上記の書類は新宿区ホームページからもダウンロードできます。**
ダウンロードする場合はトップページのサイト内検索にて「幼稚園無償化」と検索するか、次の二次元バーコードを読み取ってください。

３　施設等利用費の入金時期

令和６年５月末の入金を予定しています。
ただし、園への提出締切である令和６年４月９日（火）を過ぎてから書類の提出があった場合は、入金時期は６月以降にずれ込むことがあります。

４　施設等利用費の制度説明について

（１）幼稚園の保育料

お子さんが在籍する幼稚園の保育料（月額２万 5,700 円）は、令和５年 10 月より新宿区から各幼稚園に直接補助する形（代理受領）に変更したため、保護者の方への給付はありません。

（２）預かり保育の利用料に対する補助について

保護者の就労などにより**「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方については、**幼稚園の預かり保育の利用料に対し**月額１万 1,300 円、日額 450 円**を上限に補助します。

【参考：預かり保育の利用料に対する補助金額の算出について】
月ごとに以下のアとイを比較し、低い方の金額が補助金額となります。
ア　預かり保育の利用料として園に支払った総額
イ　預かり保育を利用した日数×450 円

例：月に預かり保育を 15 日利用し、その利用料として 9,000 円を支払った場合
ア　預かり保育の利用料として園に支払った総額→9,000 円
イ　預かり保育を利用した日数×450 円→15 日×450 円＝6,750 円
⇒アとイを比較して低い金額となる 6,750 円が補助金額となります。

（３）認可外保育施設等の利用

「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方で、**在籍している幼稚園で預かり保育の提供時間が少ない場合**（平日の預かり保育の提供時間が教育時間を含め ８ 時間未満または年間提供日数が 200 日未満）は、**認可外保育施設等の利用料も補助対象になります。**幼稚園の外に認可外保育施設等を利用した場合、補助対象となるかは各幼稚園に確認してください。この場合の補助金額は１万 1,300 円から幼稚園の預かり保育利用料を差し引いた額になります。

【問合せ先】〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1
新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（区役所第一分庁舎４階２番窓口）
電話 03-5273-3103（直通）　FAX03-5273-3580